



事務局（局長）	<p>只今から、令和6年第10回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	<p>只今から議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、19番 池田雄一委員、24番 池浦萬里子委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、33番 坂幹幸委員と34番 跡部雅委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、<b>議案第58号『農地法第3条の規定による許可申請について』</b>を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>6件の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>1番は、野佐来の畑1筆734㎡について譲渡人が高齢で耕作管理が困難なため、姪である譲受人に贈与により申請地を譲渡するものです。</p> <p>所有権移転後は、野菜の栽培をする計画です。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>2番は、藤縄の田1筆1,134㎡及び畑5筆3,488㎡、合計6筆の農地について譲渡人が市外在住で耕作管理が困難なため、譲受人が申請地を贈与により取得し新たに耕作管理を始めるものです。</p> <p>所有権移転後は、野菜及び果樹を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>3番は、春賀の田3筆2,477㎡及び畑1筆492㎡、合計4筆の農地について譲受人が自宅付近で耕作管理を始めるため、申請地を購入するものです。</p> <p>所有権移転後は、水稻及び野菜を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>4番は、春賀の田1筆441㎡、畑3筆834㎡及び東宇山の樹園地1筆841㎡、合計5筆の農地について譲渡人が県外在住で耕作管理が困難なため、譲受人が申請地を購入し新たに耕作管理を始めるものです。</p> <p>所有権移転後は、野菜を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>5番は、長浜町上老松の畑1筆305㎡及び樹園地2筆249㎡、合計3筆について、譲渡人が市外在住で耕作管理が困難なため、譲受人が申請地を購入し新たに耕作管理を始めるものです。</p>

所有権移転後は、野菜を栽培する計画です。  
農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。  
次に2ページをご覧ください。

6番は、白滝の畑1筆113㎡及び樹園地1筆494㎡について譲受人が経営規模の拡大を図るため申請地を購入するものです。

所有権移転後は、野菜を栽培する計画です。  
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

以上、6件のご審議をよろしく申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。

9番

1番案件について、ご説明いたします。  
議案説明資料は2ページを参考にしてください。  
まず、1番案件は贈与による所有権移転です。  
申請地は、南久米コミュニティセンターから南へ約1.5kmのところにある畑1筆です。  
先月18日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。  
今回、申請地を取得するにあたって、譲受人よりこれまで叔母が管理していた農地を譲り受け、新たに野菜の栽培を始める旨の「新規営農計画書」が提出されております。  
譲受人は会社員ではありますが、譲渡人である叔母とは同居しており、今後も一緒に年間を通して農業に従事することですので耕作管理に問題はないと考えます。  
そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

2番。

17番

次に、2番案件は贈与による所有権移転です。  
議案説明資料は3ページをご覧ください。  
申請地は、柳沢コミュニティセンターから南西へ約1.3kmのところに点在する農地6筆です。  
先月20日に事務局職員と現地確認を行いました。申請地には雑草が繁茂しており、しばらくは耕作されていない状況でしたが、今後、譲受人が整備していくとのことです。  
譲受人からは、今回、譲渡人の宅地や山林と合わせて申請地を取得し、畑及び樹園地として耕作管理を始める旨の「新規営農計画書」が提出されております。  
また、耕作や農機具については親戚の協力を仰ぎながら、本人が年間を通して農業に従事することですので、今後の耕作状況を見守っていくこととします。  
そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

議 長 (会長)

2 1 番

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

3 番。

3 番案件と 4 番案件は、私の担当地区ですので続けてご説明いたします。

議案説明資料の 4 ページを参考にしてください。

まず 3 番案件は、売買による所有権移転です。

申請地は、三善コミュニティセンターを中心に半径 9 0 0 m 以内に点在する農地 4 筆です。

先月 1 7 日に事務局職員と現地確認を行い、申請地がおおむね良好に管理されていることを確認しました。

今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より「現況のとおり田・畑として利用したい」旨の「新規営農計画書」が提出されております。

申請地は譲受人の自宅付近で、これまでも耕作管理を手伝っており、今後も本人が年間を通して農業に従事するとのことですので耕作管理に問題はないと思われます。

続いて、4 番案件は売買による所有権移転です。

議案説明資料は 5 ページになります。

申請地は、三善コミュニティセンターから北東へ約 5 0 0 m 以内のところに点在する農地 5 筆です。

先月 1 7 日に事務局職員と現地確認を行い、申請地には雑草が繁茂しており、しばらくは耕作されていない状況でしたが、今後、譲受人が整備していくとのこととす。

今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より今後は露地野菜を栽培する旨の「新規営農計画書」が提出されております。

譲受人は、申請地に隣接する住宅に転居を予定しており、今後は夫とともに年間を通して農業に従事するとのこととすので、今後の耕作状況を見守りたいと思います。

そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 (会長)

2 8 番

5 番。

5 番案件は、売買による所有権移転です。

議案説明資料は、6 ページをご覧ください。

申請地は下成集会所から北西に約 8 0 m のところにある農地 3 筆です。

先月 1 9 日に、事務局職員と現地確認を行いました。申請地には雑草が繁茂しており、しばらくは耕作されていない状況でしたが、今後、譲受人が整備していくとのこととす。

今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より新たに野菜の栽培を始める旨の「新規営農計画書」が提出されております。

譲受人は会社員であります、実家が農家で耕作経験があり、申請地は自宅に近く、今後は年間を通して農業に従事するとのこととすので耕作管理に問題ないと思われます。

そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項

	<p>はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長 (会長)	6 番。
30 番	<p>6 番案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は、7 ページをご覧ください。</p> <p>6 番案件は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、白滝コミュニティセンターから北西へ約 600m のところにある農地 2 筆です。</p> <p>先月 18 日に事務局職員と現地確認を行いました。申請地には雑草が繁茂し、しばらくは耕作されていない状況でしたが、今後、譲受人が整備を行い耕作管理していくとのことです。</p> <p>譲受人世帯は、現在も野菜や果樹を栽培しており、今後も引き続き夫婦家族で年間を通して農業に従事していくとのことです。耕作管理に問題はないと考えます。</p> <p>そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長 (会長)	地元委員からの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、<b>議案第 59 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』</b>を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (次長)	<p>議案第 59 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書 3 ページ並びに議案説明資料 8 ページから 16 ページまでをあわせてご覧ください。</p> <p>1 番、五郎字松尾の土地 1 筆 330㎡ の案件について、譲受人は現在両親と実家住まいで手狭で不便なため、祖母が所有する申請地を譲り受けて自己住宅を建築しようとするものです。</p> <p>農地区分は、大洲市中心部から東北東に約 2.1km のところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから「第 2 種農地」と判断しております。</p> <p>なお、申請地は地番地目図にありますように住宅に囲まれており、一定の連続した家屋が一定の区域に家屋が集合している区域にあるため、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の集落接続による「不許可の例外」</p>

に当たると思われます。

したがいまして、立地基準には適合しており一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、徳森字小鳥越の土地1筆413㎡の案件について、譲受人は現在両親と実家住まいで手狭で不便なため、申請地を売買により取得して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東北東に約3.9kmのところに位置し、農地の一定以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断しております。

なお、申請地は都市計画図に記載されています「第一種住宅地域」に近接しており、また、一定の連続した家屋が一定の区域に家屋が集合している区域にあるため、農地法施行規則第33条第1項第4号の集落接続による「不許可の例外」に当たると思われます。

したがいまして、立地基準には適合しており一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。

4番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の8ページから11ページを参考にしてください。

申請地は9ページの位置図のとおり、喜多小学校から北北西へ約560mに位置する農地になります。

まず立地基準について、申請地は第2種農地ですが、連たんする家屋の間にある農地で集落に接続しており特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、10ページの地番地目図のとおり申請地に隣接する農地はありませんので問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

6番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の12ページから16ページを参考にしてください。

申請地は13ページの位置図のとおり、平小学校から北東へ約400mに位置する農地になります。

まず立地基準について、申請地は第2種農地ですが、第一種住居地域に近接している農地で集落に接続しており特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、借入金にて着工したいとのことであり問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、15ページの地番地

目図のとおり申請地に隣接する農地はありますが、隣接する部分は造成等の工事を行わず、現状を変更しないため影響がないことから特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長） 只今、地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、**議案第60号『非農地証明について』**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係長） 議案第60号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ並びに議案説明資料17ページから20ページまでをあわせてご覧ください。

1番、黒木の土地1筆2,313㎡の案件は転用（植林に限る、20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請申請があつたものでございます。

申し出によりますと、年月日不詳であります、20年以上前に杉を植林し、現在は農地として復旧することが困難となつているとのことでございます。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。

9番 それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の17ページから20ページを参考にしてください。

申請地は、18ページの位置見取図のとおり南久米コミュニティセンターから南南西に約1.3kmに位置する農地になります。

申請によりますと、申請地は年月日不詳であります、20年以上前に山林として利用するために杉を植林し、現在では農地への復旧は著しく困難であるとの申し出です。

申請者の申立て及び現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推測されます。農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し証明書を交付することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願にかかる土地については非農地と判断し証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第61号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。 本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。 事務局の説明を求めます。
事務局（農地係長）	議案書5ページから「議案第61号 農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 利用権設定について、新規の案件のみをご説明します。 まず、5ページから10ページまでは全て再設定となりますので、議案書11ページをご覧ください。 一番上の14番、野菜を栽培するため使用貸借権を10年間設定します。 15番、水稻を栽培するため使用貸借権を10年間設定します。 次に、12ページをご覧ください。 18番、果樹を栽培するため使用貸借権を10年間設定します。 19番と20番は、利用権の設定を受ける者が同一の案件で、どちらも野菜を栽培するため19番は貸借権を10年間設定するもの、20番は使用貸借権を10年間設定するものです。 次の21番は全部で34筆あり、最後の18ページまで続いておりますが、新規案件は議案書16ページの一番下と17ページの上2段となります。どちらも水稻を栽培するため使用貸借権を10年間設定するものです。 その他は再設定の案件ですので、後ほどご確認をお願いします。 今回の概要は、18ページに記載しておりますとおり利用権設定の件・筆数が21件・76筆、総面積は67,290.67㎡です。 いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案のすべての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。